

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 綾和会が開設する 浜松南病院 が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 二 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 三 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者とその他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 浜松南病院
- 二 所在地 静岡県浜松市中央区白羽町 26

（従業者の職種及び員数）

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 理学療法士 5名（常勤5名 非常勤0名）、作業療法士 0名（常勤0名 非常勤0名）、言語聴覚士 0.5名（常勤1名 非常勤0名）
- 二 医師 1名（常勤1名 非常勤0名）

理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者の心身の維持・回復を図るために必要なリハビリテーションおよび指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日および営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（事業の内容）

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに

に、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

浜松南病院から半径5 km以内の範囲 なお、それ以外の場合は応相談

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

二 交通費の徴収は行わない。

(緊急時における対処方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。また、主治医への連絡が困難な場合などは、医療機関への救急搬送など必要な処置を講じるとともに、関係機関等へ報告をする。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を予防するため、当院の高齢者虐待防止委員会の「高齢者虐待防止のための指針」と同一として従い、以下の措置を講じる。

- (1) 当院の「高齢者虐待防止委員会」について、その内容を職員に対して十分周知する。
- (2) 事業所において、理学療法士等の従業者に対し、虐待防止のための院内研修へは参加必須とする。
- (3) 前2項に掲げる措置を適切に実施するため、高齢者虐待防止委員の指示に従い、フローチャートに沿った対応行う。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

四 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当法人与事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成26年4月1日 から施行する。

この規定は、平成28年8月1日 に改定する。

この規定は、平成30年6月25日 に改定する。

この規定は、令和2年4月1日 に改定する。

この規定は、令和6年4月1日 に改定する。